

違反車両の取締りを実施しました

～交通安全を脅かす違反車両は許しません！！～

平成29年7月11日(火)に長尾トンネル駐車帯(宮城側)において山形運輸支局、新庄警察署と合同で大型車を対象とした違法な通行車両の指導取締りを実施しました。

- 山形河川国道事務所 →特殊車両を指導取締り
1台を調べ、許可書不携帯(道路法第47条の2第6項違反)
- 山形運輸支局 →過積載車両及び不正改造車両を指導取締り

取り締まりの様子



マットスケール

①マットスケールに車体を乗せ総重量を測定



②特殊車両許可書の提示を求め



③車両の幅・長さ・高さを測定



④許可されている車両や通行経路に違いがないか通行許可書を確認

特殊車両とは？

一定の大きさや重さをこえる車(特殊な車両と呼びます)を通行させるときは、道路管理者の許可を受けるように、道路法で定められています。

規定外の車両が無許可で走行してしまうと、道路や橋などを傷つけたり、重大事故に繋がる恐れもあるため、定期的に指導取締りを実施しています。

●特殊車両の例

フルトレーラ



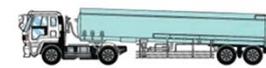
バン型セミトレーラ



重量物運搬用セミトレーラ



タンク型セミトレーラ



ポールトレーラ



トラック・クレーン



(お問い合わせ先)

国土交通省 山形河川国道事務所 新庄国道維持出張所

〒996-0041 山形県新庄市大字鳥越字舟田608-2

TEL 0233-22-1581 FAX 0233-22-8396

ホームページアドレス <http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syucho/shiniji/index.html>